条約

刑事に関する共助に関する日本国とロシア連邦との間の条約をここに公布する。

御名御璽

平成二十二年十一月十七日

内閣総理大臣　菅　直人

条約第十二号

刑事に関する共助に関する日本国とロシア連邦との間の条約

日本国及びロシア連邦は、

刑事に関する共助の分野における両国の協力を一層実効あるものとすることを希望し、

そのような協力が両国において犯罪と戦うことに貢献することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

1　各締約国は、他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続についてこの条約の規定に従って共助を実施する。

2　共助には、次の措置をとることを含む。

(1)　証言、供述又は物件の取得（捜索又は差押えによるものを含む。）

(2)　人、物件又は場所の見分

(3)　人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定

(4)　被請求国の立法機関、行政機関、司法機関その他の国家機関又は地方公共団体の保有する物件の提供

(5)　ある者に対する請求国における出頭の招請の伝達又はある者に対して請求国における出頭を求める文書の送達

(6)　被請求国の領域において拘禁され又は刑に服している者の一時的な身柄の移送であって、証言の取得その他の共助の請求に示された目的のためのもの

(7)　刑事手続に関する文書（(5)に規定する文書を除く。）の送達

(8)　犯罪の収益又は道具の没収及び保全並びにこれらに関連する手続についての共助

(9)　被請求国の法令に反しないその他の共助であって両締約国の中央当局間で合意されたもの

3　この条約において「物件」とは、証拠となる書類、記録その他の物をいう。

4　この条約のいかなる規定も、いずれか一方の締約国の権限のある当局に対し、他方の締約国の法令により専ら当該他方の締約国の当局に属する任務を当該他方の締約国の領域において行う権利を与えるものと解してはならない。

5　この条約は、両締約国間での共助のみを目的とする。この条約の規定は、証拠を取得すること若しくは排除すること又は請求された共助の実施を妨げることに関し、自然人又は法人にいかなる権利も生じさせるものではなく、また、これらの者の既存の権利に影響を及ぼすものではない。

第二条

1　各締約国は、この条約に規定する任務を行う中央当局を指定する。日本国については、中央当局は、法務大臣及び国家公安委員会並びにこれらがそれぞれ指定する者とする。ロシア連邦については、中央当局は、ロシア連邦法務省及びロシア連邦最高検察庁とする。両締約国は、外交上の経路を通じ、中央当局の任務について書面により相互に通知する。

2　いずれか一方の締約国の中央当局又はその任務が変更される場合には、他方の締約国は、外交上の経路を通じ、その旨を速やかに通知されるものとする。

3　この条約に基づく共助の請求は、請求国の中央当局から被請求国の中央当局に対して行われる。被請求国の中央当局が受領した共助の請求が被請求国の他の中央当局の任務に属するものである場合には、当該共助の請求は、当該他の中央当局に速やかに送付されるものとし、請求国の中央当局は、その旨を通知されるものとする。

4　両締約国の中央当局は、この条約の実施に当たって、相互に直接連絡する。

第三条

1　被請求国の中央当局は、次のいずれかの場合には、共助を拒否することができる。

(1)　被請求国が、請求された共助が政治犯罪に関連すると認める場合。この条約の適用上、両締約国において効力を有する国際協定に定める犯罪であって、当該犯罪が政治犯罪とみなされない旨を当該国際協定が規定するものは、政治犯罪とは認められない。

(2)　被請求国が、請求された共助の実施により自国の安全その他の重要な利益が害されるおそれがあると認める場合

(3)　被請求国が、共助の請求がこの条約に定める要件に適合していないと認める場合

(4)　被請求国が、共助の請求が何人かを人種、宗教、国籍、民族的出身、政治的意見若しくは性を理由に訴追し若しくは刑罰を科する目的でなされていると、又はその者の地位がそれらの理由により害されるおそれがあると認めるに足る十分な理由がある場合

(5)　被請求国が、請求国における捜査、訴追その他の手続の対象となる行為が自国の法令によれば犯罪を構成しないと認める場合

2　被請求国の中央当局は、1の規定に基づき共助を拒否するに先立ち、自国が必要と認める条件を付して共助を実施することができるか否かについて検討するために、請求国の中央当局と協議する。請求国は、当該条件を受け入れる場合には、これに従う。

3　被請求国の中央当局は、共助を拒否する場合には、請求国の中央当局に拒否の理由を通報する。

第四条

1　請求国の中央当局は、共助の請求を書面により行う。ただし、請求国の中央当局は、被請求国の中央当局が適当と認める場合には、書面以外の信頼し得る通信の方法により共助の請求を行うことができる。この場合には、当該共助の請求は、遅滞なく書面により確認される。共助の請求には、両締約国の中央当局間に別段の合意がある場合を除くほか、被請求国の言語による翻訳文（緊急の場合には、英語による翻訳文）を添付する。

2　共助の請求に当たっては、次の事項について通報する。

(1)　捜査、訴追その他の手続を行う当局の名称及び住所

(2)　捜査、訴追その他の手続の内容及び段階並びにその対象となる事実（可能な範囲で、犯罪が発生した場所の所在地、被告人又は被疑者の住所及び被害者の住所を含む。）

(3)　請求する共助の目的及び内容についての説明

(4)　請求国の関係法令の条文

3　共助の請求に当たっては、次の事項のうち必要と認めるものについて可能な範囲で通報する。

(1)　証言、供述又は物件の提出が求められている者の特定及び所在地に関する情報

(2)　証言、供述又は物件の取得又は記録の方法についての説明

(3)　証言、供述又は物件の提出が求められている者に対する質問表

(4)　取得されるべき物件及びその身体が捜索されるべき人又は捜索されるべき場所についての正確な説明

(5)　見分されるべき人、物件又は場所に関する情報

(6)　人、物件又は場所の見分の実施及び記録の方法（見分に関して作成されるべき文書による記録の様式を含む。）についての説明

(7)　特定されるべき人、物件若しくは場所又は特定されるべきこれらの所在地に関する情報

(8)　送達を受けるべき者の特定及び所在地、その者と訴訟手続との関係並びに送達の方法に関する情報

(9)　請求する共助の実施の際に従うべき特定の方法についての説明

(10)　請求国の関係当局への出頭が求められている者に支払うことを認める手当及び経費に関する情報

(11)　請求する共助を秘密のものとして取り扱うべき必要性についての説明

(12)　請求する共助の実施を容易にするために被請求国の注意を喚起すべきその他の情報

4　被請求国が、共助の請求に当たって通報された情報が共助の実施を可能とするために十分でないと認める場合には、被請求国の中央当局は、追加的な情報を提供するよう要請することができる。

第五条

1　被請求国は、請求された共助をこの条約の関連規定に従って速やかに実施する。このため、共助の請求を受領した被請求国の中央当局は、必要に応じ、権限のある他の当局に当該共助の請求を速やかに送付する。被請求国の権限のある当局は、当該共助の実施を確保するためにその権限の範囲内で可能なあらゆる措置をとる。

2　被請求国は、請求された共助を自国の法令に定める方法又は手続により実施する。被請求国は、自国の法令に反しない限りにおいて、実行可能と認める場合には、前条3(2)、(6)又は(9)に規定する方法で共助の請求に示されたものに従う。

3　被請求国の中央当局は、請求された共助の実施が自国において進行中の捜査、訴追その他の手続を妨げると認める場合には、当該実施を保留し、又は必要と認める条件を両締約国の中央当局間での協議の後に付すことができる。請求国は、当該条件を受け入れる場合には、これに従う。